

議案第50号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月2日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の改正に伴い、印鑑登録証明書の交付申請その他の手続における提示書類等に特定在留カード等を追加したいため

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条  
例の整理に関する条例

(海老名市市税条例の一部改正)

第1条 海老名市市税条例（平成29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第44条第3項中「免許情報記録個人番号カード（以下この項において）」を「免許情報記録個人番号カード（番号法第18条の5第9項の規定によりみなされた個人番号カード（番号法第2条第7項の個人番号カードをいう。）に係るものを含む。以下同じ。）（以下この項においてこれらを）」に改め、同項第5号中「交付年月日」の次に「（免許情報記録個人番号カードの場合は、免許の年月日）」を加える。

(海老名市印鑑条例の一部改正)

第2条 海老名市印鑑条例（昭和51年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条ただし書中「同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。））」を加える。

第16条中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書（これらのうち、）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。